

第 17 号議案

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例（平成 15 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号又は第 2 号の支援事業を利用する場合にあっては、当該支援事業に係る申込み時又は申請時において、区の区域内（以下「区内」という。）に継続して 1 年以上住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあっては、区内に継続して 1 年以上登記簿上の所在地があること。）。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 特別区民税（当該対象者が法人である場合にあっては、法人都民税）を滞納していないこと。

第 4 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 前条第 2 号の支援事業のうち、第 11 条第 2 号に規定する経費に係る補助金の交付を受ける場合にあっては、当該交付期間中において、区内に住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあっては、区内に登記簿上の所在地があること。）。

第 4 条第 2 項中「前項第 2 号」を「前項第 1 号及び第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

中小企業等の資金調達に係る支援事業の対象者の要件について、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。